



2022年11月9日
全国港湾 22発第19号
港運同盟発22-第46号

国土交通省 港湾局
局長 堀田 治 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真島 勝 重



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉 正 博



港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍に於いても港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善策について

- (1) 2022年(令和4年)7月に貴省が策定された、「港湾労働者不足対策アクションプラン」にある「お手伝い特例」については、大手事業者の参入を招き、既存事業者間の協業を阻害することになり反対である。
- (2) したがって、貴省が港湾労働者不足対策を本気になって進めるためには、港運事業者が「人材確保」、「労働条件整備」、「賃金向上」に資する原資が不可欠となっており、適正料金確保が最重要課題となっている。については、政府のすすめる「パートナーシップによる価値創造のために転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づく施策を船社や荷主(団体)へ強力に推し進めるとともに、元凶となっている届出料金を適正な料金収受となるよう、経産省や中小企業庁と協議し、具現化すること。
- (3) 港湾運送料金については、深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。

については、関係所管官庁と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料（運賃）の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。

2. 港湾運送と港湾労働秩序に係る課題

- (1) 秋田港で見られるように、地方行政・港湾管理者及び港湾使用者(船社・荷主)或いは、地域秩序を乱す過当競争を生み出す事業者等による一方的な港湾利用や変更には、雇用や就労に大きな影響を与えることから、所管官庁として港湾労働秩序に影響を及ぼさない対応を行うこと。
- (2) 港湾政策や運用は、地域と中央(本省)に亘る課題や問題が存在することは、公共ふ頭である横須賀新港ふ頭におけるフェリー就航問題により、明確となっている。今後の港湾政策や運用が、より連携しやすい体制として行われるように、地区に於ける港湾審議会に港湾労組を加えた体制を整えること。

3. あらゆる港湾政策に係る課題

- (1) A Iターミナル構想によるRTG遠隔操作化導入事業によって必然的に人員削減と業域削減が進められようとしている。国の一方的な施策による港湾の体制的「合理化」については、断固として反対する立場にあり、「現在と将来の現場と職域・雇用を保障する」ことの出来ない施策は直ちに見直すこと。
- (2) バルク戦略港湾構想により職域・雇用の場が喪失している。四国地域に限らず、バルク戦略港湾構想による地域での現状を貴省として把握し、「民・民間での問題」とせず、2011年3月31日付の参議院国土交通委員会の付帯決議に則り、また、施策の遂行者としての責任において雇用保障や雇用創出対策を早急に協議し対応すること。
- (3) 石炭火力発電施設の廃止によって、港湾運送事業者の事業基盤と港湾労働者の雇用が喪失しようとしている。政府の政策によって失われることは明白であり、その責任は国にある。したがって、政策を所管する資源エネルギー庁、港湾事業を所管する国土交通省、港湾労働を所管する厚生労働省、港湾運送事業者である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による関係省庁会議の設置を求めます。同時に現時点における石炭火力発電施設の廃止状況等について、資源エネルギー庁を通じて電気事業連合等に対して、情報交換及び意見交換ができる場の設置を求めます。
- (4) コンテナラウンドユースの進展やインランドデポの拡大によって、通過貨物が増加し、港湾運送事業者の業域と港湾労働者の職域が狭められている。物流コストの削減と港湾での受け渡し行為回避による利便性の追及による荷主・ユーザーのためだけに作られたインランドデポに対し、港湾運送事業法1条の「目的・公共の福祉」に資するものであるか否かの判断と、港湾労働法上での脱法行為か否かの判断を港湾事業法

を所管する立場にたって、関係省庁を含めた「港湾機能対策会議（仮称）」を設置し、必要な施策の改善と法整備を行うこと。

- (5) 前項で記述のある「受け渡し行為」については、コンテナターミナル内での受け渡し行為はテナードとの見解が示されているが、あくまで過去の在来船型の荷役を想定したものであり、コンテナターミナル内での現状とは、かけ離れている。テナードで発生した受け渡し行為は、コンテナがターミナルを出る時まで完了しておらず、ゲートでチェックしたのちに荷主に渡されるものであることから、ゲートを出て初めて「受け渡し行為」の完了とされるように見解を見直すこと。

4. 安全・安心の諸施策における課題

- (1) フレキシブルバグの使用やコンテナ情報に関し、周知徹底がガイドラインとして運用されているが、荷主など港湾利用者の性善説だけでは安全は担保できない。よってタンクコンテナの推奨や港運事業者による重量や品目などの情報伝達体制を整備すること。
- (2) 国際海上コンテナ陸上輸送に於ける「特殊車両通行許可」について、実態は荷主が理解していないことから、運送事業者は法令違反をして運送行為をせざるを得ない状況となっている。ついては、関係省庁と連携を図り、荷主に対して道路交通法など車両制限（車両の幅、長さ、重量等）に関する法令に基づく特殊車両を理解させた上で、運送事業者に運送依頼をすることを周知させること。
- (3) 港湾に於ける石綿被災について貴省として国の責任を認め、厚生労働省と連携のうえ、四者協議を早期開催し、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。
- (4) 近年、頻発する自然災害の影響で、港湾地区に甚大な被害を及ぼしていることから、被災時の港運事業者及び港湾労働者が持続可能な救済措置制度を確立すること。
- (5) 港湾労働者は社会機能や国民生活を現場から支えるエッセンシャルワーカーとして港湾業務に従事している。現場では人員不足により休暇を取得することが困難な状況を鑑み、全ての港湾労働者に対して、国費負担によるPCR検査並びにワクチン接種が都度受けられる体制を関係省庁と連携を図り、貴省として整えること。

以上



2022年11月9日
全国港湾 22発第20号
港運同盟発22-第47号

厚生労働省 職業安定局
局長 田中誠二 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真島勝 重



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正 博



港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍に於いても港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

1. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について

- (1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を早急に行うこと。
- (2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に関係省・関係労働局・港運労使との四者協議を開催すること。
- (3) 港湾労働秩序維持のために、6大港に於いてワッペンの一斉化を行うこと。

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

- (1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。(港労法改正を含む)マルチテナント型倉庫に対する港湾倉庫適用についても上記同様に指定を行うこと。尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を早急に設置し、協議をすること。
- (2) 港湾倉庫・特定港湾倉庫の実態調査委員会(仮称)の設置を図り、実態把握を共有すること。

また、港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者には雇用された労働者とするを目的に貴省を含めた関係省との協議会設置を図ること。

(3) 地方港に於ける特定港湾倉庫の指定状況について報告されたい。

3. 港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善策について

港湾運送料金については、深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。ついては、関係所管官庁である国土交通省と連携を図りながら船社・荷主(団体)に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料(運賃)の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。

4. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置(港湾労働の定義改定など)について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数・検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

5. 港湾労働の石綿被災対策について

- (1) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度の改正を踏まえ、港湾労働石綿被災補償制度の確立について国策として救済基金(仮称)の制度の創設すること。
- (2) 上記(1)をテーマとして、四者協議を直ちに設置し、再開すること。
- (3) 港湾施設における石綿対策調査実施と曝露防止策の再検証については、引き続き組合との協議を開催し、課題の整理を行うこと。

6. 港湾の通過貨物対策について

近年、海上コンテナ輸送は、コンテナ対策・地球温暖化対策などにより内陸地でのインランドデポやコンテナラウンドユース事業が拡大し続けています。

このことは、港湾労働者の職域・業域を奪うものであり、社会悪物資を水際の排除を担ってきた港湾運送事業者を否定するものです。

よって、関係省庁を含めた港湾機能対策会議(仮称)を早急に設置し、必要な施策の改善及び法整備を行うこと。

7. ILO(国際労働機関)条約・勧告批准について

ILO第137号条約(港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約)を批准すること。また、これら条約を補足する各勧告(第145・160号)についても同様の措置を講じること。

8. 新型コロナウイルスについて、港湾労働者の安全・安心を担保する措置

- (1) 外貿船(革新船・在来船)における本船荷役の際、感染予防を期すべく本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し「安全マニュアル」について政・労・使三者で

以て早急に策定すること。

- (2) 港湾労働者は社会機能や国民生活を現場から支えるエッセンシャルワーカーとして港湾業務に従事している。現場では人員不足により休暇を取得することが困難な状況を鑑み、全ての港湾労働者に対して、国費負担によるPCR検査並びにワクチン接種が都度受けられる体制を関係省庁と連携を図り、貴省として整えること。

9. 石炭火力発電施設の廃止に伴い、港湾労働者の雇用・職域が失うことにおける必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に関係省庁・港運労使との官民連携による関係省庁会議の設置を講じること。同時に現時点における石炭火力発電所の休廃止状況等について電気事業連合会等に対して情報交換及び意見交換ができる場の設置を講じること。

10. 国際バルク戦略港湾構想に伴い、港湾労働者の雇用が既に失われている四国地域に限らず、国際バルク戦略港湾構想による地域での現状把握を目的に関係省庁・関係する都道府県と連携を図り雇用補償や雇用創出対策を図るよう早急に協議の場を設置すること。

以 上



2022年11月10日
全国港湾 22発第21号
港運同盟発22-第48号

経済産業省 商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 茂木 正 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長

真 島 勝 重

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長

日 吉 正 博

港湾政策並びに港湾労働に係わる申入れ書

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍の中でも港湾産業が我が国経済と物流を支える基幹産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けられることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 石炭火力発電施設の廃止政策について（資源エネルギー庁）

- (1) 現時点でのカーボンニュートラルの実現に向けた課題と対応、温室効果ガスの削減に向けた政策対応、石炭関連の荷役を生業としている港湾運送事業者の存続と港湾労働者の雇用への影響について、どのような内部検討が進められているのか説明を求めます。
- (2) 石炭火力発電施設の廃止政策や計画の策定過程、具体的な廃止基準など必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に政策所管官庁である資源エネルギー庁、所管官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による関係省庁会議の設置を求めます。同時に現時点における石炭火力発電施設の廃止状況等について、貴庁を通じて電気事業連合会等との情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

(3) 6月24日、北海道電力が石炭火力発電施設を2030年度までに段階的に休廃止する政府方針に対応するために、奈井江火力発電所1号・2号機及び砂川火力発電所3号、4号機を、2027年3月末をもって廃止を発表しました。この発表により留萌港で石炭荷役を中心に事業展開している港湾運送事業者の存続や港湾労働者の雇用が危ぶまれる状況になっています。港湾運送事業者や港湾労働者が政府施策により「切り捨てられる」ことがないように、事業存続、雇用確保に向けた具体的な説明を求めます。

2. 海上物流の情報の共有化について（経産省）

現在、海上物流については、米国向けの貨物量が急増したことなどから、北米西岸港を中心に港湾混雑等が発生し、コンテナ船の遅延による配船スケジュールへの影響や海上コンテナ運賃が高騰し続けています。さらに、ウクライナ情勢や上海のロックダウン等の影響により、海上物流を取り巻く情勢は日々深刻に変化しています。こうした状況について、今後の見通しや対策等について必要に応じて港湾労働組合との情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

3. 価格転嫁政策について（経産省）

22春闘において経営者団体である日本港運協会は、政府が進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」を積極的に推進し、港湾環境整備に資するための適正料金確保に向けて取り組みをすすめていくこととしました。ついては、貴省と関係所管官庁である国土交通省・厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に労務費に転嫁させるべく適正料金を港湾運送事業者に対して還元するよう指導の徹底を強く求めます。同時に同施策に感じない船社・荷主（団体）に対しては両罰規定を適用させるなどの法整備を求めます。

4. 港湾運送料金の適正收受と商慣行の改善策について（経産省）

港湾運送料金については、深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に收受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が收受できていない実態があります。ついては、貴省と関係所管官庁である国土交通省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料（運賃）の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。

5. 港湾の通過貨物対策について（経産省）

近年、官民一体となって港頭地区に滞留するコンテナ対策、地球温暖化対策、ドライバー不足対策等の解消に向けた取り組みとして内陸地におけるコンテナラウンドユース事業およびインランドデポ事業を拡大させています。一方、国際戦略港湾政策により「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱で国際競争力の強化等を通じて雇用と職域の確保、並びに創出を目指しています。このような内陸地区と港湾地区のどちらに機能集積を重

点的に推し進めるのかの物流政策について所管行政は明らかにしていません。

事業の推進にあたっては、港湾運送事業者へ与える影響等を注視したうえで貴省と所管官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による「港湾機能対策会議（仮称）」の設置を求めます。

6. 海上コンテナ（ドライコンテナ）による液体輸送について（経産省）

依然として、ドライコンテナによる液体輸送がコスト削減を理由に一般化しています。

とりわけ、ドライコンテナでのフレキシブルバッグを使用しての液体輸送については、安全を重視する立場から液体類専用タンクコンテナに切り替えて輸送すべく荷主関係団体に対して強く推奨するよう求めます。同時に液体輸送に係わる安全輸送について、所管官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

7. 国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について（経産省）

近年、海上コンテナ輸送を行う場合、荷主が輸送の効率ばかりを追い求めるがあまり安全輸送が形骸化の一途となっています。こうした背景には「特殊車両通行許可」の条件を荷主が理解していないことから、運送事業者は法令違反して運送行為をせざるを得ない状況になっています。ついては、貴省と国土交通省が連携を図りながら荷主に対して道路交通法など車両制限（車両の幅、長さ、重量等）に関する法令に基づく特殊車両を理解させようとして運送依頼をすべく運送事業者に周知するよう求めます。

8. 新型コロナウイルス対策について（経産省）

港湾労働者は社会機能や国民生活を現場から支えるエッセンシャルワーカーとして港湾業務に従事しています。現場では人員不足により休暇を取得できない状況にあることに鑑み、国庫負担によるPCR検査並びにワクチン接種が都度受けられる体制を整えるよう貴省から所管官庁である国土交通省に対して要請するよう求めます。

以上



2022年11月10日
全国港湾 22発第22号
港運同盟発22-第49号

一般社団法人 日本貿易会
会長 國分文也 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真島 勝 

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉 正博 

港湾労働政策に関する申入れ書

貴台におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業、港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとするものであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることができる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の課題について貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送事業の持続的で健全な発展のために、港湾運送料金を認可料金（国の関与する料金制度）に戻すよう取り組んでいることにご理解いただくこと。
その間は、現行届出制のもとでの適正料金の支払いにご協力いただくこと。
また、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止と政府が推し進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」に基づき、多重構造化している港湾産業全体に港湾運送料金の適正料金収受にご協力いただくこと。
2. 港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に資するため、港湾産別協定・港湾労使のルール及び諸慣行を遵守していただくこと。
3. 港湾運送の安全、国民経済の安心・安全を担保するための措置について
(1) 改正 SOLAS 条約によって「重量証明」が荷主に義務付けられるようになりましたが、証明行為の実態は、荷主物流企業によって行われています。条約の趣旨にそった

海上・港湾物流の安全措置としての「証明」効力が図られるよう、「第三者機関」による「証明」行為の徹底と港頭地域における重量検査（台貫場利用、庫前検量等）が即されるよう周知していただくこと。検査機関については、港湾運送の検査に精通する事業者（日本海事検定協会、(株)シンケン、日本貨物検数協会、全日検）を起用していただくこと。

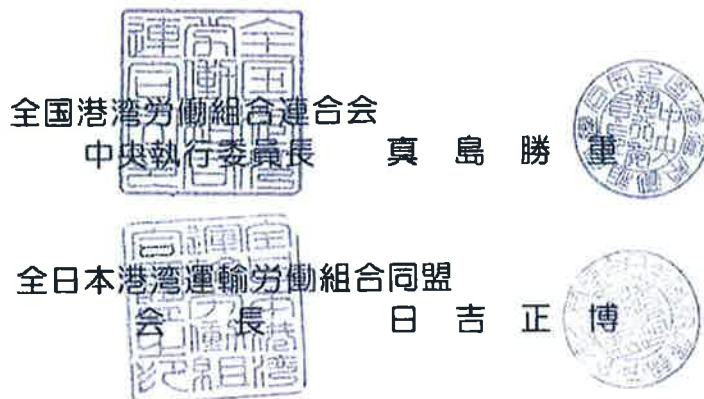
- (2) 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」は、取次事業者等にコンテナ貨物の情報等を確実に伝達することを求めています。「同ガイドライン」を履行する立場から、重量、品目、梱包等の貨物情報が、港湾運送事業者、トラック事業者（運転者）に確実に伝達されるようご協力いただきたい。
- (3) フレキシブルバッグによる液体貨物輸送は、その危険性からも直ちに禁止すべきと考えており、荷主に同バッグの使用禁止と液体輸送用のタンクコンテナの使用を啓蒙し、関係官署にもその旨を強く働きかけていただくこと。

以上



2022年11月9日
 全国港湾 22発第23号
 港運同盟発22-第50号

外国船舶協会
 会長 甲斐督英 殿



港湾労働政策に関する申入れ書

貴台に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとして捉えるところであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国の経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸課題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾の適正料金について

新型コロナウイルス感染症から派生する世界的なコンテナ不足による海上運賃高騰により、定期船事業を抱える船会社は膨大な収益となっている。しかし、港湾運送事業は、その余波（しわ寄せ）を大きく受けながらも、港運料金（労働者賃金）に反映されていない状況となっている。港湾運送事業者が、行政の進める“価格転嫁円滑化”施策に基づく料金収受を十分行える対応を要請する。

2. 港湾運送の安全・安心を確保する措置について

(1) SOLAS 条約改定（2016.4）による重量証明の義務化では、荷主自らの証明

となっていることで、道路等インフラへの影響が危惧されている。陸上に限らず海上運送の安全を担保するためにも、港湾運送事業者である第三者機関の証明を以て対応するよう荷主団体及び関係行政に要請すること。

- (2) 荷主による液体物のフレキシブルバッグ使用は、陸上輸送で事故を招いている。危険物を含む輸送もあり、海上輸送に於いても大事故を招く恐れがある。よって、荷主に対し液体物貨物はタンクコンテナの使用を要請することと共に、関係行政と連携を図ること。
- (3) 本船のラッシング・アンラッシングに係る足場不良は重大な事故に繋がる。足場不良の本船の改修、不良箇所の積付けは行わない措置を講じること。

3. アライアンス再編に伴う港湾就労について

船会社の合従連衡によるアライアンス再編や航路再編には、港湾運送事業並びに港湾労働に深刻な事態を惹起させることを認識し、一方的な都合で再編を強行することが無いよう港湾産別の協定を遵守した対応を構築すること。日港協を介した事前協議制度を尊重し、港湾労働者の雇用に影響する案件は慎重に対応すること。

以 上